

兵庫県 県庁舎等再整備基本計画策定支援業務 公募型プロポーザル
参加表明書等に関する質問の受付及び回答について

質問の受付期間 : 令和元年6月5日(水)から令和元年6月10日(月)まで
 質問に対する回答日 : 令和元年6月12日(水)

	質問	回答
1	募集要領 P2 参加資格(9)①の実績 延べ面積 10,000 m ² 以上の新築の庁舎又は事務所の基本・実施設計を設計共同体(設計JV)の代表者として請けた実績がある場合、参加資格を有すると考えてよいか。	設計共同体による実績も、参加資格における実績として記載可能です。その場合、設計共同体協定書等、構成員であることが確認できる資料を添付してください。
2	募集要領 P2 参加資格(9)①②の実績 本年6月末が履行期限の業務は実績としてよいか	令和元年9月1日時点で完了予定のものは実績として記載可能です。その場合、業務完了後速やかに、完了が確認できる資料を提出してください。なお、当該契約が不履行となり、参加資格を欠くこととなった場合は、失格となります。
3	募集要領 P2 第2参加資格及び制限業務の一部を行う協力事業者と設計共同体の構成員の違い 協力事業者が行う業務の一部の説明として、デザインコンセプトへの助言等が例示されている。一方、仕様書8その他特記事項(8)では、業務遂行方針の企画、調査検討手法の決定、技術的判断、工程管理、とりまとめ等業務の主たる部分等は再委託できないとある。これらを踏まえると、例えば、仕様書(案)P2の(2)にぎわい交流ゾーン整備計画の検討、ア与条件整理のうち、②現況測量や③地歴調査等を担当する者は、協力事業者(再委託先)との理解でよいか。	デザインコンセプトへの助言だけでなく、現況測量や地歴調査等も「業務の主たる部分以外」に該当し、再委託により協力事業者において業務を実施することも可能です。
4	募集要領 P3 企画提案書 先に提出する企画提案書について、今後、詳細な検討を進めた結果、テーマ別提案書において内容の変更が生じても構わないか。	テーマ別提案書の作成にあたって、検討の具体化に伴い、提案内容の一部が企画提案書の内容から変更されても構いません。なお、募集要領P6にもあるとおり、第1次審査の結果(点数)は第2次審査には加算しません。

5	<p>募集要領 P3 企画提案書</p> <p>様式自由とあるが、記載内容は（）書きの中の「県庁舎ゾーン再整備の基本コンセプト・配慮事項、にぎわい交流ゾーン整備の基本コンセプト・配慮事項、取組体制、工程計画等」の順に記載する必要があるか。</p>	<p>様式は定めていませんが、以下の構成例を参考に作成してください。</p> <p>【構成例】</p> <p>1 県庁舎ゾーン再整備の基本コンセプト・配慮事項 (1) 基本コンセプト (2) 配慮事項 等</p> <p>2 にぎわい交流ゾーン整備の基本コンセプト・配慮事項 (1) 基本コンセプト (2) 配慮事項 等</p> <p>3 取組体制、工程計画等 (1) 取組体制 ・参加者内部及び協力事業者の役割分担 (2) 工程計画 ・県庁舎ゾーン再整備計画の検討とにぎわい交流ゾーン整備計画の検討の進め方及び双方の関連性 等</p>
6	<p>募集要領 P5 テーマ別提案書</p> <p>様式自由とあるが、示されている観点ごとに提案内容を記載する必要があるか。</p>	<p>様式は定めていませんが、以下の構成例を参考に作成してください。</p> <p>【構成例】</p> <p>テーマ1「県庁舎ゾーン再整備の考え方」 (1) 求められる機能の考え方 (2) 配置計画の考え方 (3) 平面・断面・立面構成の考え方 等</p> <p>テーマ2「にぎわい交流ゾーン整備の考え方」 (1) 2号館及び県民会館跡地の導入機能・事業スキームの考え方 (2) 2号館及び県民会館跡地の配置計画等の考え方 (3) ゾーン内の関連整備の考え方 等</p> <p>テーマ3「景観形成の考え方」 (1) 県庁周辺地域の景観特性 (2) 建築物や公共空間の景観形成上配慮すべき内容 等</p>
7	<p>提出書類 様式2</p> <p>行が不足する場合は適宜追加するとあるが、業務実績及び受賞実績の記載数に上限はあるか。</p>	<p>上限はありません。</p>

8	<p>提出書類 様式 2・4・5 共通</p> <p>業務実績や受賞実績の確認のために添付する「施設（業務）概要」は、雑誌記事等の写しでもよいか。</p>	<p>施設（業務）概要が確認できるものであれば、資料の種類は問いません。</p>
9	<p>提出書類 様式 3</p> <p>5つの担当業務が示されているが、行が不足する場合は適宜追加するとあることから、区分を任意に追加してもよいか。それとも、示された5区分で固定か。</p>	<p>様式で示した担当業務の5区分は固定です。一つの業務を複数の担当技術者で行う場合に限り、行を追加して記載してください。</p>
10	<p>提出書類 様式 3</p> <p>施設配置計画・景観形成方針・民間事業導入調査について、複数の担当技術者で分担してもよいか。</p>	<p>複数の担当技術者で分担して業務を行うことも可能です。その場合は、行を追加して全ての担当技術者を記載してください。</p>
11	<p>提出書類 様式 3</p> <p>実施体制では、管理技術者、主たる担当技術者を含めて当業務を担当する技術者全員を記載すればよいか。</p>	<p>それぞれの業務について、実際に担当する技術者を全員記載してください。管理技術者が業務全体の総括のみを行う場合は、様式3に記載する必要はありません。</p>
12	<p>提出書類 様式 4・5 共通</p> <p>「庁舎又は事務所の業務実績」「都市デザインの業務実績」は、参加資格に準じて、特に規模等の要件はないと考えてよいか。</p>	<p>規模等の要件はありません。</p>
13	<p>提出書類 様式 4・5 共通</p> <p>「公共施設の業務実績」について何か要件等はあるか。</p>	<p>国又は地方公共団体が発注者であるものに限ります。</p>
14	<p>提出書類 様式 4・5 共通</p> <p>業務実績及び受賞実績の記載数について上限はあるか。</p>	<p>上限はありません。</p>
15	<p>提出書類 様式 5</p> <p>様式3で記載する担当者が主たる担当技術者であり、その者について様式5（経歴等）を作成すればよいか。</p>	<p>主たる担当技術者は、様式3に記載された担当技術者のうち、中心となって業務を行う者です。その1名について、様式5を作成してください。</p>